

特例転出(個人番号カード・住民基本台帳カード利用)届出された方へのお知らせ

R6年度

*転入届の特例が適用され、住基ネットを通じて転出証明書の情報を送信するため転出証明書は交付されません。転出先の市町村で転入届をする際は各カード(暗証番号の入力が必要です)を持参してください。
 *転出予定日から30日以内かつ転出した日から14日以内に転入届をしてください。この期間を過ぎると各カードがご利用できなくなり、住基ネットから転出証明書の情報が削除されてしまうため、改めて転出証明書の交付請求をしていただく場合があります。
 *正当な理由なく届出を急ると過料を科せられることがあります。
 *転出を中止した場合は各カードを持参のうえ、アオーレ長岡 住所変更・戸籍届出窓口(東棟1階)、各支所市民生活課で「転出取消」の手続きをしてください。手続きをしないと住民登録がなくなり、選挙権や国民健康保険等の資格がなくなります。
 *転出届後に住民票が必要の方は、各カードをアオーレ長岡、各支所及びサービスセンターの窓口持参のうえ申請してください。(転出予定日前に限ります。第3土曜日に続く日曜日、年末年始(12月29日～1月3日)およびシステムメンテナンス時は申請できません。コンビニでは転出予定者及びその世帯員の方は住民票が取得できません。転出していない他の世帯員の方は、転出予定日当日からコンビニでも取得できます。)

市外局番は(0258)です。

項目内容一覧	手続先		問い合わせ先			
	本庁管内	各支所	本庁管内	各支所		
(1) 印鑑登録	転出予定日で印鑑登録は自動的に廃止になります。なお、転出届後に印鑑証明書が必要な方は、転出予定日の前日までであれば印鑑証明書の交付を受けることができます。住基カードまたは個人番号カードと印鑑登録証を窓口持参して申請してください。(コンビニで交付を受けることはできません。)		住所変更・戸籍届出窓口(アオーレ長岡東棟1階)	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)	市民課 住所変更担当 39-7514	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)
(2) 本人通知制度に登録されている方	本制度に登録されている方および本制度登録者の法定代理人の方で、氏名、住所、本籍、筆頭者、連絡先に変更がある場合は、変更届の提出が必要です。右欄の手続先の窓口で申し出てください。郵送での手続きも可能です。		転出先の担当課			
(3) マイナンバーカード・住民基本台帳カード	転出後も長岡市で交付された各カードを利用することができます。転入届をする際、各カードを持参して手続きしてください。詳しくは転出先の市町村でお問い合わせください。					
(4) 国民健康保険	長岡市発行の国民健康保険証および各種認定証(※)は、転出予定日以後は使用できませんので、お返しください。転出先の市町村で転入届をする際、加入の申し出および各種認定証の交付申請をしてください。 なお、修学のために転出する場合は、届け出により長岡市の国民健康保険の資格を継続することができます。入学を証明できる書類(合格証明書、授業料の領収書、学生証など)を持参して、右欄の手続先で申請してください。 (※)各種認定証・・・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証		健康保険・年金窓口(アオーレ長岡東棟1階)	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)	国保年金課 国保保険料担当 39-2220 各種認定証は 国保給付係 39-2006	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)
(5) 後期高齢者医療制度	現在お持ちの保険証および各種認定証(※)は、転出予定日以降は使用できませんので、お返しください。県外へ転出される方で、各種証明書の交付を受けた方は転出先の市町村へ提出してください。 (※)各種認定証・・・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証		健康増進課 (さいわいプラザ 2階・幸町2丁目) 32-5000			
(6) 妊産婦健診・乳幼児健診・予防接種	転出予定日以後は、長岡市発行の受診票・予診票は使用できません。健診等の受け方は転出先の市町村でお問い合わせください。		子ども・子育て課 (さいわいプラザ 4階・幸町2丁目) 39-2300	子ども・子育て課 (さいわいプラザ 4階・幸町2丁目) 39-2300		
(7) 特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診・歯科検診	転出予定日以後は、長岡市発行の受診券、無料クーポン券は使用できません。健(検)診の受け方は転出先の市町村でお問い合わせください。		健康増進課 (さいわいプラザ 2階・幸町2丁目) 32-5000			
(8) 介護保険	○長岡市発行の介護保険証および各種認定証は、転出予定日以後は使用できませんので、お返しください。 ○要介護認定を受けている方、もしくは認定申請中の方は転出先市町村で転入後14日以内に転入認定の手続きをしてください。 ○長岡市の保険料の精算については、後日通知書を郵送します。 ○介護保険施設等へ転出する場合は、引続き長岡市の被保険者となりますので、「住所地特例開始届」を提出してください。なお、新住所を記載した介護保険証および各種認定証を、後日、介護保険課から郵送します。		福祉窓口 (アオーレ長岡東棟1階)	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)	介護保険課 保険料係 認定係 39-2245	
(9) 児童手当(公務員を除く)	手当は市町村ごとに支給していますので、消滅手続きが必要です。また、転出先市町村での手続きに必要な書類もありますので、説明を受けてください。				子ども・子育て課 (さいわいプラザ 4階・幸町2丁目) 39-2355	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)
(10) 医療費の助成・その他の手当	子ども・ひとり親家庭等・ひとり暮らし老人・重度障害者・精神障害者・妊産婦の医療費助成を受けている方は、転出予定日以後は受給者証を使用できませんので、お返しください。そのうち、ひとり親家庭等・ひとり暮らし老人・重度障害者の医療費助成を受けている方は、資格喪失の手続きもしてください。 なお、転出先の市町村で助成を受ける場合、新たに申請手続きが必要です。必要な書類は、転出先の市町村にお問い合わせください。		転出先の担当課			
	自立支援医療(精神通院、更生医療、育成医療)、未熟児養育医療を受けている方は、住所変更の手続きについて説明しますので福祉窓口にお立ち寄りください。					
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、転出先で住所変更の手続きが必要です。(身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方が転出先で施設入所する際は特例となる場合がありますので、事前に長岡市役所福祉課へお問い合わせください。)		福祉窓口 (アオーレ長岡東棟1階)		地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)	福祉課 障害費助成係 39-2319
特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受けている方は、住所変更の手続きが必要です。		福祉窓口 (アオーレ長岡東棟1階)		地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)	福祉課 障害費助成係 39-2343	
児童扶養手当を受けている方は、住所変更の手続きが必要です。		福祉課 障害費助成係 39-2338				
(11) 障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業給付費支給対象者登録証	長岡市発行の障害福祉サービス受給者証等は、転出予定日以後は使用できませんので、お返しください。次の方は手続きが必要です。 ○障害支援区分の認定を受けている方、または認定調査が終了した方:「障害支援区分認定証明書」を交付します。障害福祉サービス受給者証を持参して、手続きしてください。		福祉課 障害費助成係 39-2218			

	項目内容一覧	手続先		問い合わせ先			
		本庁管内	各支所	本庁管内	各支所		
(12)	小中学生の転校手続き	今まで在学していた学校に、転校手続きに必要な「在学証明書」と「教科書給付証明書」の交付を受けてください。これらの証明書は転出先の学校に提出していただきます。詳しくは転出先の教育委員会または学校にお問い合わせください。また、転出後も今まで在学していた長岡市内の小中学校に通学を希望する場合は、右欄の手続先へ御相談ください。		学務課 (さいわいプラザ 4階・幸町2丁目) 市役所 なんでも窓口 (アオーレ長岡 東棟1階)	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ地域振興課)	学務課 (さいわいプラザ 4階・幸町2丁目) 39-2239	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ地域振興課)
(13)	保育園・幼稚園等	長岡市の保育園・幼稚園等に在園している場合は、園に退園届を提出してください。転出先での入園手続きや保育施設・保育サービス利用料の無償化については、転出先の園または市町村にお問い合わせください。		各保育園・幼稚園等		保育園 (さいわいプラザ 4階・幸町2丁目) 39-2219	
(14)	市営・県営住宅に入居していた方	「入居親族異動等届出書」の提出が必要です。 ※転出証明書または住民票除票が必要な場合があります。 ※入居名義人が退去した場合は、入居承継手続きが必要です。		市営住宅窓口 (アオーレ長岡 東棟1階)	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)	生活支援課 市営住宅窓口 39-2229	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)
(15)	市営墓地をお持ちの方	「墓地使用許可証記載事項変更届」等の提出が必要です。墓地使用許可証を持参してください。 (※平日午前8時30分～午後5時15分までの取り扱いとなります。)		住所変更・戸籍届出窓口 (アオーレ長岡 東棟1階)	地域振興・市民生活課(越路・三島・和島のみ)	市民課 生活係 39-2019	地域振興・市民生活課(越路・三島・和島のみ)
(16)	大人の予防接種	○転出予定日以後は、長岡市発行の風しん抗体検査及び風しん第5期予防接種無料クーポン券は使用できません。受検・接種を希望する方は転出先の市町村でお問い合わせください。 ○転出予定日以後は、長岡市発行の高齢者肺炎球菌感染症予防接種の予診票は使用できません。接種を希望する方は転出先の市町村でお問い合わせください。		保健医療課 (さいわいプラザ 6階・幸町2丁目) 39-2383			
(17)	犬を飼われている方	転出先に、長岡市で交付された「犬の鑑札」を持参して手続きしてください。 (長岡市での手続きはありません)		転出先の担当課			
(18)	年金受給中の方	住所変更の届出は原則不要です。 ただし、通知書等送付先と住民票住所が異なる方等は届出が必要です。 詳しくは、年金事務所または各共済組合等へお問い合わせください。					
(19)	水道の使用中止	水道の使用中止は、電話またはインターネットでご連絡ください。(中之島地域の方は電話受付のみ) 詳しくは、長岡市水道局ホームページの各種お手続きをご覧ください。【 http://www.city.nagaoka.niigata.jp/suidou/ 】 ・業務課【35-1618】長岡地域、越路地域(岩塚地区・塚山地区を除く)、山古志地域、川口地域の方 ・小国営業所(支所内)【95-2440】小国地域、越路地域(岩塚地区・塚山地区)の方 ・与板営業所【72-2259】与板地域、三島地域、和島地域、寺泊地域の方 ・栃尾営業所(支所内)【52-5826】栃尾地域の方 ・見附市上下水道局【62-1700】中之島地域の方					
(20)	都市ガスの使用中止	引越しまでのガス料金の精算があります。 長岡地域、中之島地域、越路地域、三島地域、与板地域、栃尾地域、川口地域の方は、電話またはインターネットで北陸ガス㈱にご連絡ください。詳しくは北陸ガスホームページをご覧ください。 ・北陸ガス㈱【0570-025-880 https://www.hokurikugas.co.jp 】					
(21)	電気の使用中止	電気の使用中止は、契約されている電力会社にお問い合わせください。					
(22)	郵便局への住所変更	住所の変更を郵便局に通知しておく、1年間は新住所宛に転送してくれます。各郵便局に届出用紙があります。					
(23)	NHK放送受信料	引っ越しの手続きは、NHKふれあいセンター(フリーダイヤル:0120-151515)へ電話、または、NHKホームページ(受信料の窓口) https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ から行うことができます。					
(24)	自動車・バイク等の住所変更 お問い合わせは次のところへ	50cc～125ccまでの原動機付自転車と小型特殊自動車	①廃車する場合…ナンバープレート、標識交付証が必要です。 ②長岡市内の方に譲渡する場合…標識交付証が必要です。 ③引き続き使用する場合…引き続き使用する場合でも、長岡市にナンバープレートを返納することになります。転出前に返納可能な場合は、「①廃車する場合」と同じ手続きです。転出後に返納する場合は、 転出先の市町村 へお問い合わせください。	税金窓口 (アオーレ長岡 東棟1階)	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)	市民税課 税制係 39-2212	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)
		軽自動車(三輪・四輪) 転出先の軽自動車検査協会 へお問い合わせください。 普通車および125cc超の二輪車 転出先の運輸局 へお問い合わせください。					
(25)	市税の納付について	今年度課税された市・県民税は、転出後も長岡市へお支払いください。 また、納付方法を変更される場合は、ご相談ください。 (例)口座振替の登録を廃止して納付書払いに変更したい等		税金窓口 (アオーレ長岡 東棟1階)	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)	収納課 39-2214	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ市民生活課)
(26)	防災無線	三島、与板、和島の地域にお住みだった方は防災無線機の返却をお願いします。					
(27)	緊急告知FMラジオ	貸与を受けられていた方はラジオのご返却をお願いします。 ◎返却先…危機管理防災本部(アオーレ長岡東棟4階)、市役所なんでも窓口(アオーレ長岡東棟1階)、各コミュニティセンター、各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ地域振興課)		危機管理 防災本部 (アオーレ長岡 東棟4階)	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ地域振興課)	危機管理 防災本部 39-2262	地域振興・市民生活課(栃尾支所のみ地域振興課)

【各支所の代表電話番号】 市外局番は(0258)です。

中之島支所	66-2002	越路支所	92-3111	三島支所	42-2221
山古志支所	59-2330	小国支所	95-3111	和島支所	74-3111
寺泊支所	75-3111	栃尾支所	52-2151	与板支所	72-3100
川口支所	89-3111				

【総合窓口(アオーレ長岡東棟1階)の開設時間】

平日…午前8時30分～午後5時15分 土・祝…午前9時～午後5時 休業日…日曜日・年末年始

- ・日曜と祝日が重なる場合はお休みとなります。
- ・土・祝は、一部お取り扱いできない業務があります。
- ・証明書発行窓口において、土・祝の税関係証明は、所得・課税証明書の発行のみ取り扱います。
- ・税金窓口において、土・祝は、納期限前の税金の受領のみ取り扱います。
- ・マイナンバーカード窓口は、平日午後4時45分以降と土・祝午後4時以降、第3土曜は取り扱いしません。
- ・パスポート窓口は、平日午後4時45分以降と土・祝午後4時30分以降は取り扱いしません。
- ・会計課窓口は、土・祝は取り扱いしません。

市政情報は市ホームページをご覧ください。



R6.5.1 作成 長岡市役所